

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	2年度予算額	3年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	(21) 障害福祉サービス等報酬	本省	—	341,995 の内数	383,501 の内数	41,506 の内数	—
事案の概要	障害福祉サービス等報酬とは、障害者や障害児に福祉サービスを提供する事業者には、その対価として支払われるサービス費用であり、サービスの種類ごとに定められている基本報酬単価は、各事業所のサービス提供体制等に応じて加算・減算される仕組みとなっている。近年、総費用額・事業所数が増加傾向にある放課後等デイサービスの平均収支差率は、障害福祉サービス等全体の平均収支差率を大きく上回っていることから、利用者の状態に応じた収支の実態等を検証する。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 利用者状態別の経営状況

区分1・区分2（注1）の事業所の平均収支差率は、障害福祉サービス等全体の平均収支差率（3.9%（令和元年経営概況調査））を大きく上回っている可能性（注2）があることを踏まえ、次期報酬改定において、利用者の状態別の報酬については、サービスの質を適切に評価しつつ、事業に要するコストに見合ったものとなるよう、適正化を図るべきである。

（注1）区分1：利用者のうち、指標該当障害児が全体の50%以上
区分2：利用者のうち、指標該当障害児が全体の50%未満

2. 児童指導員等加配加算の取得状況別の経営状況

児童指導員等加配加算を取得している事業所の平均収支差率は、障害福祉サービス等全体の平均収支差率（3.9%（令和元年経営概況調査））を大きく上回っている可能性（注2）があることを踏まえ、次期報酬改定において、児童指導員等加配加算については、職員の処遇状況等も適切に踏まえつつ、加配に要するコストに見合ったものとなるよう、適正化を図るべきである。

（注2）令和元年経営概況調査と今回の調査結果は、質問項目の相違により、「収入」「支出」の範囲が異なりうるため、収支差率の単純な比較はできない点に留意する必要がある。

反映の内容等

1. 利用者状態別の経営状況

利用者状態別の報酬設定については、令和3年度報酬改定において、現行の区分1・区分2の報酬体系を廃止した上で、経営状況や事業に要するコスト等を踏まえつつ、基本報酬の見直しを行うことを検討している。

2. 児童指導員等加配加算の取得状況別の経営状況

児童指導員等加配加算の報酬設定については、令和3年度報酬改定において、経営状況や加配に要するコスト等を踏まえつつ児童指導員等加配加算Ⅰ（注3）の見直しを行うとともに、児童指導員等加配加算Ⅱ（注3）の廃止を検討している。

（注3）

児童指導員等加配加算Ⅰ：人員配置基準上必要となる従業者の員数に加え、児童指導員等を1名加配した場合に、加配した職員の職種に応じて取得することができる加算。

児童指導員等加配加算Ⅱ：区分1の事業所について、児童指導員等加配加算Ⅰに加えて、児童指導員等をさらに1名加配した場合に取得することができる加算。